

令和8年度神奈川県立霧が丘高等学校不祥事ゼロプログラム

霧が丘高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

I 実施責任者

霧が丘高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭、事務長がこれを補佐する。取り組み内容については不祥事防止会議で原案を策定し、職員から意見を聴取してプログラムを決定する。

なお、実施責任者は、不祥事防止のために全職員を対象とした個別面談を行う。

II 目標及び行動計画

1 法令遵守意識の向上(公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底)

(1) 目標

教育公務員としての自覚を持ち、公務外非行を未然に防止する。

(2) 行動計画

- ア 「不祥事防止3か条」「職員行動方針」「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」を周知徹底し、公務員としての倫理意識の徹底と共有化を推進する。
- イ 不祥事に関する通知や記者発表資料、職員啓発・点検資料等を活用し、法令遵守意識の向上を図る。

2 職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止

(1) 目標

人権に配慮し、職場のハラスメントを未然に防止する。

(2) 行動計画

- ア 職員啓発・点検資料等を活用した、全職員対象の職場研修を実施する。
- イ 風通しの良い職場づくりを推進し、日常的に職員同士がお互いに気付いたことを気兼ねなく注意し合うことができる環境をつくる。

3 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

(1) 目標

職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組み、決められたルールを遵守し、児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を行っている職員をゼロとする。

(2) 行動計画

- ア 生徒指導、部活動等について必ず複数人で対応する。
- イ 管理職は、授業や部活動の様子、教科準備室等の利用状況を日常的に巡視す

る。

ウ わいせつ・セクハラ行為の具体的事例を示して職場研修を実施し、職員に当事者意識を持たせるとともに、生徒の連絡先の適正な取得・管理方法等について、定期的に点検を行い、全教職員で遵守徹底する。

4 体罰、不適切な指導の防止

(1) 目標

生徒の人権を尊重し、体罰や不適切指導の発生を未然に防止する。

(2) 行動計画

ア 教職員一人ひとりが体罰によらない指導を徹底するとともに、教職員間での相互チェックの体制を整えるなど、体罰を許さないという環境を整備する。

イ 生徒に対し、体罰、不適切な指導を受けた際の相談体制を周知させ、組織的な対応を図る。

5 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故の防止

(1) 目標

入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故を未然に防止する。

(2) 行動計画

ア 前年度までの入学者選抜業務における反省・要改善事項を反映させた入学者選抜マニュアルを整備する。

イ 日頃からの業務チェック体制を整備し、手順やチェック項目などのマニュアル整備に万全を期すとともに、業務実施時には各段階の注意点を明示し、管理職による注意喚起を重ねる。

ウ 職員啓発・点検資料等をもとに、職員主体の職員研修を実施する。

エ 業務遂行においての点検は複数人で複数回の確認を行い、点検の記録を徹底するという基本的動作を再確認し、事故防止に対しての責任を明確にする。

6 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

(1) 目標

個人情報の流出を未然に防止するとともに、各種情報の管理を徹底する。

(2) 行動計画

ア 外部記録媒体の扱いについて管理を徹底し、不適切な使用を防止する。

イ 個人情報の持ち出し、特に携帯電話等への個人情報の登録については県のガイドラインの遵守を徹底する。

7 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

(1) 目標

交通事故の発生、酒酔い、酒気帯び運転の発生をゼロにする。

(2) 行動計画

ア 年末年始の時期にタイミングを合わせ、飲酒（酒気帯び）運転防止に関する職員啓発・点検資料を用いた注意喚起を行う。

イ 職員会議等を利用して交通事故防止の研修を実施する。

8 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

(1) 目標

業務執行を適正に行い、生徒の進学・就職・奨学金などの出願資格の見落としや書類記載ミスに係る事故を未然に防止する。

(2) 行動計画

ア 事務室業務、窓口業務、対生徒・保護者業務の相互の十分な連携による業務協力体制作りを図る。

イ 提出書類の整理に努めるとともに、書類発行や提出の時期の確認を複数人で行う。

ウ 学年と所管グループとの連携を深め、生徒の書類記載事項についてのチェック体制の整備を図り、記載ミスや提出期日の失念などを未然に防ぐ。

9 財務事務等の適正執行

(1) 目標

学校徴収金運営協議会の運営を適正に行い、県費、私費の適正な執行と会計処理に取り組み、事故を未然に防止する。

(2) 行動計画

ア 私費会計のルールについて職員を対象とした説明を行い、年間を通じて適切な会計の執行が行われるようにする。

イ 監査、会計監査、財務事務調査指導での指摘事項や指導事項等を参考に、財務規則、私費会計基準に則った会計処理を励行する。

Ⅲ 検証

1 中間検証

Ⅱ-1~9に規定する行動計画について、令和8年10月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和8年11月までに補完措置を講じる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

2 最終検証

Ⅱ-1~9に規定する行動計画について、令和9年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標

の修正を含む。)が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、令和9年度における霧が丘高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

IV 実施結果

Ⅲ-2の最終検証を踏まえ、実施結果を取りまとめ、ホームページに掲載する。

V 事務局

不祥事ゼロプログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。